

【 Press Release 】

2002年1月17日
日本経済新聞社

日経平均株価等の銘柄入れ替え方法の変更について

日本経済新聞社は、日経平均株価の構成銘柄が経営破たんの状況に至った場合の銘柄の除外・補充方法を、下記のとおり変更します。実施には周知徹底のための期間をおき、2002年2月1日以降の整理ポスト入り事例からとします。

構成銘柄選定基準の改定条文については、別紙を参照ください。また基準全文については、日経のインターネット・サイト「NIKKEI NET」の「日経平均プロフィール」(<http://www.nikkei.co.jp/nkave/>)をご覧ください。

なお、日経株価指数300(日経300)および日経500種平均株価(日経500平均)も同様に対応します。

記

これまで、経営破たんなど除外事由の突発に対する銘柄の除外・補充は、原則として整理ポスト入りなどの事由発生日に同時実施してきましたが、昨今の経済情勢に鑑み、指数利用上の円滑な対応を確保し、より周知徹底を図るために、銘柄の補充については一定の期間を設けることとします。

補充までの期間は2日程度とし、事例発生の都度発表します。なお、当該銘柄の除外は、従来どおり事由発生日を原則としますので、銘柄補充までの間は225銘柄に満たない銘柄数で日経平均株価を算出することになります。

以上

【別紙】

日経平均株価「構成銘柄選定基準」（変更条文のみ：2002年2月1日から適用）

（３）臨時入れ替え基準

入れ替え実施時期

（旧） 除外事由の発生日の入れ替え実施を原則としますが、倒産等の事由が証券休業日などに突発的に生じた場合は、入れ替え実施の周知徹底の観点から、除外・補充の実施まで期間を置くことがあります。

（新） 除外事由の発生日の入れ替え実施を原則とします。ただし、倒産等の除外事由が突発した場合は、その入れ替えの周知徹底のため、入れ替え実施まで期間を置くことがあります。特に当該除外に対する銘柄補充については原則として期間を置くものとします。

（４）銘柄入れ替え実施方法の特例

（前略）…、銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則としますが、以下のケースなど、やむをえない場合は該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがあります。…（後略）

（旧） ・ 採用銘柄が株式移転または非上場会社を親会社とした株式交換などを実施することにより上場廃止した後、株式移転により設立される完全親会社または株式交換により完全親会社となる非上場会社など事業を継承すると認められる会社が短期間のうちに新規上場し、その銘柄を補充銘柄として採用する場合。

（新） （以下の例示を追加）

- ・ 同上
- ・ 採用銘柄が倒産等で整理ポスト入りするなど、突発的に銘柄除外事由に抵触した事例の除外・補充について、当該銘柄の除外は速やかに実施するものの、代替銘柄の補充に対しては、その周知徹底のために、短期の告知期間を経て補充する場合。